

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第二十六号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

**第一条** 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表三十六の項中「移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの」の下に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者を除く。)」を加

高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する者	冷凍能力が三千トン以上の設備	十一万円	許可申請のとき。
	冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備	八万七千円	許可申請のとき。

高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する設備	高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する設備	高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する設備	高圧ガス保安法第五条第一項第二号に該当する設備

え、

て 製 す 条	六千円
	許可申請 のとき。

の設備 トン未 ン以上 が二十 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が二百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が三百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が二百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が三百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が四百 冷凍能 力
			円	円	円
			三万六千	五万四千	六万八千
			のとき。 許可申請	のとき。 許可申請	のとき。 許可申請

を

												る者
の設備 トン未 ン以上 が二十 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が二百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が三百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が四百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が五百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が六百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が七百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が八百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が九百 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が千 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が千一 冷凍能 力	の設備 トン未 ン以上 が千二 冷凍能 力	る者

満百シ力	満千ト力	満千シ力	のト力	受条に確液動る
円 五万四千	円 六万八千	円 八万七千	円 十一万円	
のとき。許可申請	のとき。許可申請	のとき。許可申請	のとき。許可申請	

に改め、同表四十の項中「(昭和四十二年法律第四百十

満 百 ト 力	
円	三万六千
	許可申請 のとき。

九号)」を削り、同表中百四十九の四の項及び百四十九の五の項を削り、三百九十八の二の項を三百九十八の四の項とし、三百九十八の項の次に次のように加える。

三百 九十 八の 二	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第三百三十条の十二第六項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	二万七千円	認定申請のとき。
三百 九十 八の 三	道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第三百三十条の十二第七項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	二万七千円	認定申請のとき。

別表第一中三百九十九の二の二の項を三百九十九の二の五の項とし、三百九十九の二の項を三百九十九の二の四の項とし、三百九十九の項の次に次のように加える。

--	--	--	--	--



						の二の 三の項 におい て「管 理計画 」とい う。 ）の認 定の申 請に対 する審 査		
その他の管理 の計画に係るも の								
二以上 の数 が	繕計 画の 数	長期 修繕 計画 の 数	一で あ る 場 合	長期 修 繕 計 画 の 数	長期 修 繕 計 画 の 数	二以 上 に 千 八 百 円	二以 上 に 千 八 百 円 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額	二の三 の項に おいて 「長期 修繕計 画」と いう。 ）の数 が一で ある場 合
二以上 の数に 一万五	円に一 を越 える計 画の 数	二万六 千百 円に一 を越 える計 画の 数		円	三千八 百円 に一を 超える 計画の 数			
	のとき。	認定申 請の とき。		認定申 請の とき。	認定申 請の とき。			



				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
三百	マンション	マンションの管理の適正化の推	進に関する法律第五条の七第一	二以上 である 場合	額 を加算した 額	
九十	管理計画変	項の規定に基づく管理計画の変	更の認定の申請に対する審査	二以上 である 場合	額 を加算した 額	
九の	更認定申請	更の認定の申請に対する審査	更の認定の申請に対する審査	二以上 である 場合	額 を加算した 額	
二の	手数料	更の認定の申請に対する審査	更の認定の申請に対する審査	二以上 である 場合	額 を加算した 額	
三				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
				二以上 である 場合	額 を加算した 額	
				二以上 である 場合	額 を加算した 額	

---

---

---

四千九百  
円に一を  
超える当  
該長期修  
繕計画の  
数に二千  
八百円を  
乗じて得  
た額を加  
算した額  
）  
イ 管理規  
約の変更  
四千二  
百円（長  
期修繕計  
画（管理  
規約の変  
更に關す  
るものに  
限る。）  
の数が二  
以上であ  
る場合は、  
四千二百  
円に一を  
超える当  
該長期修  
繕計画の  
数に二千

---

---

---

---

---

八百円を  
乗じて得  
た額を加  
算した額  
）  
ウ 管理組  
合の経理  
に係る事  
項の変更  
四千七  
百円（長  
期修繕計  
画（管理  
組合の経  
理に係る  
事項の変  
更に關す  
るものに  
限る。）  
の数が二  
以上であ  
る場合は、  
四千七百  
円に一を  
超える当  
該長期修  
繕計画の  
数に二千  
九百円を  
乗じて得

---

---

---

---

---

た額を加  
算した額  
)

エ 長期修

繕計画の

変更 九

千七百円

(変更す

る長期修

繕計画の

数が二以

上である

場合は、

九千七百

円に一を

超える当

該長期修

繕計画の

数に五千

円を乗じ

て得た額

を加算し

た額

オ その他

の事項の

変更 三

千百円(

長期修繕

計画(ア

からエま

---

---

	<p>           での掲げ            る変更以            外の変更            に関する            ものに限            る。）の            数が二以            上である            場合は、            三千百円            に一を超            える当該            長期修繕            計画の数            に二千円            を乗じて            得た額を            加算した            額）         </p>

別表第一の三百九十九の三の項中「三百九十九の二の二の項」を「三百九十九の二の五の項」に改める。

別表第二の二の二の項中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同表三の項中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改める。

（奈良県情報公開条例の一部改正）

**第二条** 奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める」を「次に掲げ

る」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 閲覧、聴取又は視聴
  - 二 別表の中欄に掲げる開示の実施の方法又は奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第五条第一項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）のうち規則で定めるものを使用する方法
- 第十七条第二項中「前条第一項本文」を「前条第一項第一号」に改める。
- 第十八条を次のように改める。

（手数料等）

**第十八条** 開示請求をする者又は第十六条第一項の規定により行政文書の写し（電磁的記録にあつては、別表の中欄に掲げる開示の実施の方法により交付される物を含む。以下同じ。）の交付を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

一 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書一件につき三百円（情報通信技術活用条例第五条第一項の規定により電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示請求をする場合にあつては、二百円）

二 開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示を受ける場合 無料

イ 基本額（第十六条第四項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額。以下同じ。）が前号に定める額に相当する額に達しない場合 無料

ウ 基本額が前号に定める額に相当する額を超える場合（第十六条第四項の規定に基づき更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が同号に定める額に相当する額を超える場合を除く。） 当該基本額から同号に定める額に相当する額を減じた額

- 2 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 3 第一項第一号に規定する手数料は、開示請求をする際に、同項第二号に規定する手数料は、実施機関が指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。
- 6 実施機関は、開示を受ける者が規則に定める場合に該当すると認めるときは、第一項第二号に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。  
附則の次に次の別表を加える。

**別表（第十六条、第十八条関係）**

行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
一 文書又は図画（ 二の項から四の項 まで又は八の項に 該当するものを除 く。）	ア 複写機により複写したもの （単色刷りで、A三判以下の 大きさの用紙に複写したもの に限る。）の交付	一枚につき、十円
	イ 複写機により複写したもの （多色刷りで、A三判以下の 大きさの用紙に複写したもの に限る。）の交付	一枚につき、五十円
	ウ 複写機によりA一判若しく	作成に要する費用に



<p>八 映画フィルム</p>				
<p>カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付</p>	<p>オ 光ディスク（日本産業規格 X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>エ 光ディスク（日本産業規格 X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限り、）の交付</p>
<p>ビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>一枚につき、百十円</p>	<p>一枚につき、九十円</p>	<p>一枚につき、六十円</p>	
<p>額</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>	

<p>九 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）</p>	<p>ビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>
---	-----------------------------	----------------------------

（奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正）

**第三条** 奈良県森林技術センター手数料条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十三号）

の一部を次のように改正する。

別表の一の二の（一）中「八千二百七十円」を「九千円」に改め、同表の一の二の（六）中「八千二百七十円」を「八千八百円」に改め、同表の一の二の（七）中「八千二百七十円」を「九千円」に改め、同表の一の六の（三）中「九千九百五十円」を「一万九百円」に改め、同表の一の七の（一）中「一万五千八十円」を「一万六千六百円」に改め、同表の一の七の（二）中「二万三千三十円」を「二万五千三百円」に改め、同表の二の一中「八千四百八十円」を「九千三百円」に改め、同表の二の五中「九千五百三十円」を「一万四百円」に改め、同表の二の六中「九千五百三十円」を「一万四百円」に改める。

（奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正）

**第四条** 奈良県産業振興総合センター手数料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十

五号）の一部を次のように改正する。

別表の二の五の（三）中「五千百三十円」を「五千六百四十円」に改める。

（なら食と農の魅力創造国際大学条例の一部改正）

**第五条** なら食と農の魅力創造国際大学条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号

）の一部を次のように改正する。

<p>第七条第五項の表中</p>	<p>三千三百円</p>	<p>を</p>	<p>三千三百円</p>
------------------	--------------	----------	--------------

千六百五十円

に改める。

(奈良県道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部改正)

**第六条** 奈良県道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例(平成八年三月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「駐車料金として一日一回につき千円」を「別表に掲げる駐車料金」に改め、同条ただし書を削る。

附則の次に次の別表を加える。

**別表(第三条関係)**

使用区分	駐車料金	
	休日	一日一回につき
その他	一日一回につき	一時間以内の場合 無料
		一時間を超え二時間以内の場合 五〇〇円
		二時間を超え三時間以内の場合 一、〇〇〇円
		三時間を超える場合 一、五〇〇円
休日	一日一回につき	一時間以内の場合 一、〇〇〇円
		一時間を超え二時間以内の場合 一、五〇〇円
		二時間を超える場合 二、〇〇〇円

注 「休日」とは、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十  
二号）第一条第一項に規定する県の休日をいう。

（奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例の一部改正）

**第七条** 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例（昭和二十七年七月奈良県条  
例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表駐車場のみを使用する場合の項中

一日当たり	三、〇〇〇円
-------	--------

奈良 登大 路自 動車 駐車 場を 使用 する 場合		休日 一日一 回につ き	三、〇〇〇円
その他 一日一 回につ き		一時間以内の場 合 無料	〇円
一時間を超え二 時間以内の場合 五〇〇円		一時間以内の場 合 一、〇〇〇 円	二時間を超える 場合 二、〇〇 〇円
一時間を超え二 時間以内の場合 五〇〇円		一時間以内の場 合 一、五〇〇円	

に改め、同表の注2を次のように

二時間を超え三時間以内の場合 一、〇〇〇円	三時間を超える場合 一、五〇〇円

改める。

2 「休日」とは、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十  
二号）第一条第一項に規定する県の休日という。

（奈良県警察手数料条例の一部改正）

**第八条** 奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項を削り、同表三の項中「認定証」を「認定」に改め、同項を同表二の項とし、同表中四の項を削り、五の項を三の項とし、六の項から十三の項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条の二を削る。

第八条の表十の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。

第十二条を次のように改める。

**第十二条** 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）第四条の規定に基づく事務に関し、同条に定める認定を受けようとする者は、運転代行業認定申請手数料を納付しなければならない。

2 前項に定める手数料は、次の表の第二欄に掲げる事務の区分に応じて同表の第三欄に定める手数料額を同表の第四欄に定める時期に徴収するものとする。

手数料の種類別	事務の区分	手数料額	徴収時期
運転代行業認定申請手数料	法第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に	一万二千元	認定申請のとき。

対する審査

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県手数料条例別表第一の十九の項の改正規定並びに別表第二の二の項の改正規定及び三の項の改正規定 令和六年五月一日

二 第二条の規定 令和六年六月一日

三 第六条及び第七条の規定 令和六年七月一日

### (経過措置)

2 第二条の規定による改正後の奈良県情報公開条例第十六条第一項及び第十八条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求（奈良県情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例又は第四条の規定による改正前の奈良県産業振興総合センター手数料条例に規定する試験又は分析の申込みをしている者の当該試験又は分析に係る手数料については、なお従前の例による。